

## 当院の出産費用について

### <分娩で入院された際の平均的な出産費用(分娩料含む)>

豊中市民の方 ※平均的な1例であり、全ての方がこの範囲にあてはまるというわけではありません。

通常分娩（入院期間：6日）		帝王切開による分娩（入院期間：8日）	
55～60万円		55～60万円（健康保険適用後）	
直接支払制度	5～10万円	直接支払制度	5～10万円

・「出産育児一時金の直接支払制度」については裏面をご参照ください。

### <出産費用の内訳>

#### 1) 入院費用

料金の計算は、夜中の0時が基点となります。そのため、1泊2日の入院の場合、入院費・個室料金などは入退院の時間にかかわらず2日分が計算されます。

入院費用（妊産婦）	入院費用（新生児）
5～7万円（1日目のみ） 2～3万円（2日目以降）	7～9千円（1日あたり）

#### 2) 分娩料

分娩料は出産される時間帯と居住地によって異なります。

	市内	市外
時間内	210,000円	250,000円
時間外	230,000円	274,000円
休日・深夜	250,000円	298,000円

### <別途入院費がかかる場合>

- 1) 個室や準個室に入られた場合
- 2) お生まれになったお子様がNICU、GCUに入院となった場合
- 3) 分娩時の状況により、入院日数が延びた場合
- 4) 陣痛がおさまって一旦帰宅された場合  
分娩で入院された場合とは別途、入院費がかかります。



### <出産育児一時金等の直接支払制度について>

妊婦の方が加入されている医療保険者に対して、当院が「出産育児一時金」を請求する制度です。この制度を利用すると、退院時に当院から請求される入院費は「出産育児一時金」を差し引いた金額となります。

直接支払制度の書類については、産婦人科外来にて配布していますので、入退院窓口にご提出ください。

例えば：出産費用 55 万円、出産育児一時金 50 万円の場合の窓口での支払

支払制度を利用 した場合	<b>5 万円(55 万円－50 万円)</b> ※出産費用が「出産育児一時金」未満の場合、差額を加入している健康保険に請求することができます。 ※帝王切開などの保険診療を行った場合、3 割の窓口負担に「出産育児一時金」を充てさせていただきます。
支払制度を利用 しない場合	<b>55 万円</b> ※「出産育児一時金」を全額加入している健康保険から受け取ります。出産費用の全額については退院時に現金等でお支払いいただきます。

### <産科医療補償制度について>

当院は、分娩時に赤ちゃんに重度の脳性まひが発症した場合には、赤ちゃんやご家族をサポートするための「産科医療補償制度」に加入しています。

産科医療補償制度の詳細についてのチラシは、産婦人科外来で配布しています。

当院では、分娩予定の皆様「産科医療補償制度 登録証」の記載・提出をお願いしておりますので、ご協力をお願いします。

#### 産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんやその家族に経済的な補償を提供することに加え、原因の分析を行い、将来の同種事例の防止に役立つ情報提供を行い、紛争の防止・早期解決、産科医療の質の向上を図るものです。分娩機関が民間の損害保険に加入して補償する制度で、妊産婦の皆様が安心して産科医療を受けられるようにするものです。

### <限度額適用認定証について>

帝王切開、早産、吸引分娩、骨盤位分娩等は、**限度額適用**の対象となります。

限度額適用認定証を事前に申請しておけば、高額な医療費がかかったとしても、病院窓口での支払いは自己負担限度額内におさえることができます。

